



## Ⅱ. 具体的事例



### 手続きの流れとそのポイントとは

中立的な「第三者機関」が監視等



①対象事業の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間からの提案を幅広く受け付け</li> <li>● 必要な規制改革を決定</li> </ul>
②実施方針の決定・公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間の創意工夫が発揮される様、提供されるサービスの水準を必要な限度で示す</li> </ul>
③入札の実施、結果評価、落札者決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 官民競争入札の実施（官自らの改善努力で落札も可能）</li> <li>● サービスのコストだけでなく、質を評価する総合的な評価基準を適用</li> </ul>
④契約の締結、事業の開始等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 落札者による公共サービスの適切な実施</li> <li>● 民間が落札した場合の公務員の処遇に関わる仕組みの検討・整備</li> </ul>
⑤継続的なモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 落札・契約条件に基づきサービス提供が行われているか等をモニタリング</li> <li>● 一定期間後に再入札を実施</li> </ul>



### 本格的な導入に向けた基本方針は

市場化テストの本格的導入に向けて、以下の点を基本方針として、**法的枠組み（「公共サービス効率化法（市場化テスト法）〈仮称〉」）も含めた制度の整備を検討します。**

- ①国の事業についての先行実施。併せて、先進的な地方公共団体が導入・実施することについての環境整備を実施。
- ②民間提案を毎年幅広く受け付け、政府において可能な限り幅広い対象事業を決定。
- ③法的枠組みを含めた制度の検討（官民競争を前提とした入札制度、関連する規制改革等）。
- ④民間事業者等が入札への参加を検討するに足る必要十分な情報の開示。
- ⑤競争条件均一化等の確保のための監視機能の整備（対象となる官業の情報開示や実施プロセスを中立的な第三者機関が監視）。



### 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005が閣議決定されました

平成17年6月21日に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」が閣議決定されました。

その中で、「公共サービスの効率化を図るため、市場化テストの本格的導入に向けて、制度の整備を図る」こと、そのため「『公共サービス効率化法（市場化テスト法）案』（仮称）を平成17年度中に国会に提出するべく、速やかに準備する」ことが盛り込まれました。